

投資信託セット型定期貯金

『三刀流』

取扱期間

令和7年4月1日(火)～

令和7年9月30日(火)

………〈同時お申込みで〉………

投資信託

(スポット)

10万円以上

+

定期貯金

※店頭窓口での一括預入に限ります。

10万円以上 (投資信託の購入額以内)

店頭
表示金利
(3か月)

+

★ 3か月定期貯金 ★

3.0%
★年

★募集金額5億円をもって販売終了とします。

(税引後 年2.390%)

特別金利定期貯金条件

- 10万円以上の投資信託(スポット)を購入された方。
- 投資信託(スポット)との同時申込に限ります。
- 預入期間: 3か月(上記金利の適用は、当初3か月間です。)
- 預入金額: 1件につき10万円以上(1円単位)
(投資信託購入金額が上限)
※2か月以内の定期貯金申込みに限ります。
- 店頭窓口での一括預入に限ります。

期 間	3か月 (その後は通常金利となり、自動継続となります。)
対象となる方	個人の方
預 入 金 額	10万円以上 (投資信託購入金額が上限)



裏面もご覧ください!

定期貯金取扱店舗

諫早北支店	0957-26-4343	小野支店	0957-22-0316	真津山支店	0957-26-0367	森山支店	0957-36-1211
飯盛有喜支店	0957-48-1121	長田支店	0957-23-9111	高来支店	0957-32-3333	小長井支店	0957-34-3131
大村中央支店	0957-54-8008	郡支店	0957-55-8115	三鈴支店	0957-52-3111	大村北支店	0957-55-7391
東そのぎ支店	0957-46-0039	川棚支店	0956-82-3101	波佐見支店	0956-85-2012	本店金融部	0957-24-3007

投資信託セット型定期貯金「二刀流」商品概要

商品名と概要	●投資信託セット型定期貯金＜単利型＞ ●投資信託のご購入と同時に申し込みいただいた場合に、店頭表示利率に年3.0%の上乗せ利率を加えた利率でお預りします。 ●特別金利期間終了後、[スーパー定期貯金(3か月もの単利型)]で組入れます]	利息	(4)税金 ●20.315%(国税15.315%、地方税5%) ※分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 (5)金利情報の入手方法 ●金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
ご利用いただける方	●個人の方で、対象の投資信託を新たに10万円以上ご購入いただいた方(ご購入金額には申込手数料を含みます。)	中途解約時の取扱い	●満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利率とともに払い戻します。
対象の投資信託	●セレクトファンド(「つみたてサービスを利用したファンド」および「つみたて投資枠対象ファンド」を除く) ※対象商品の詳細は、専門担当者より説明させていただきます。	貯金保険制度(公的制度)	●保険対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。))と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
期間	●3か月(上記金利の適用は、当初3か月間です。) ●特別金利終了後、自動継続(元金継続または元利金継続)での取扱いとなります。	苦情処理措置および紛争解決措置の内容	●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融部業務課(電話:0957-24-3007)にお申し出ください。 当JAでは規則の規定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6387-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部業務課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 福岡県弁護士会(電話:092-741-3208) (JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記バンク相談所にお申し出ください。)
預入方法	(1)預入方法 ●店頭窓口での一括預入に限ります。 (2)預入金額 ●10万円以上(投資信託をご購入いただいた金額が上限となります。) ※2か月以内の定期貯金申込みに限ります。 (3)預入単位 ●1円単位	その他参考となる事項	●満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ●ATM、ネットバンクによる預入れはできません。
払戻方法	●満期日以降に一括して払い戻します。		
付加できる特約条項	●マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ●通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。 ●自動継続扱いのものは、総合口座の担保に組入れます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)		
利息	(1)適用金利 ●預入時の「スーパー定期貯金(単利型)」の店頭表示利率に年3.0%を上乗せした利率を満期日まで適用します。 ●自動継続の適用金利は、原則として自動継続時の「スーパー定期貯金(単利型)」の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。 (2)利払方法 ●満期日以降に一括して支払います。 (3)計算方法 ●付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。		



投資信託に関してご留意いただきたい事

- 投資信託は預貯金とは異なり、元本の保証はありません。
- 投資信託は預金保険・貯金保険の対象ではありません。
- JAバンクが取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- JAバンクは投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託会社が行います。
- 投資信託は国内外の有価証券等で運用されるため、信託財産に組入れられた株式・債権・REIT等の値動きや為替変動に伴うリスクがあります。このため、投資信託資産の価値が投資元本を下回るリスク等は、投資信託の購入者に帰属します。詳しくは、契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。
- 投資信託の運用による利益及び損失は、投資信託の購入者に帰属します。
- 一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。
- 投資信託の購入から換金・償還までの間に、直接または間接的にご負担いただく代表的な費用等には右のものがあります。

なお、これらの手数料等はファンド・購入金額等により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。各投資信託の手数料等の詳細は契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

購入時	購入時手数料がかかるファンドがあります。
運用期間中	運用管理費用(信託報酬・管理報酬等)が日々信託財産から差し引かれます。
換金時	信託財産留保額がかかるファンドがあります。また、外貨に両替して購入・換金するファンドには、上記の各種手数料とは別に為替手数料がかかります。

- お申込みにあたっては、契約締結前交付書面、投資信託証明書(交付目論見書)を十分お読みいただき、内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

投資信託取扱店舗

真津山支店 0957-26-0367
波佐見支店 0956-85-2012

大村中央支店 0957-54-8008
高来支店 0957-32-3333

郡支店 0957-55-8115
本店金融部 0957-24-3007